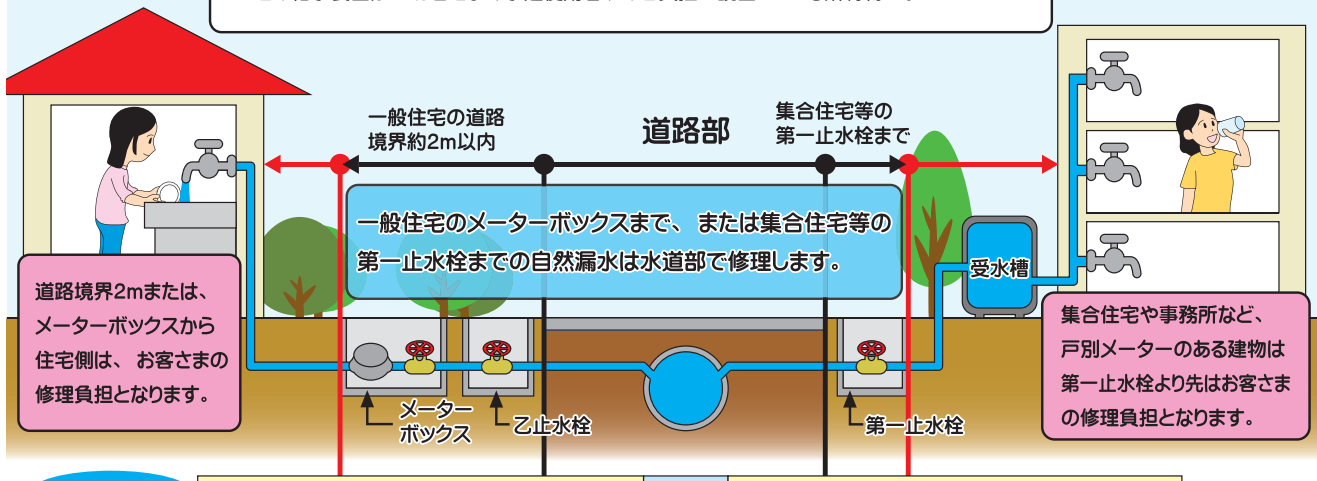


給水装置はお客さまの所有物です！

『給水装置』とは？

道路内に埋められた水道管（配水管）から分かれて、住宅や事務所などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、蛇口などをまとめて『給水装置』と呼びます。この給水装置は、お客さま（水道使用者）のご負担で設置している所有物です。



道路境界2mまたは、メーターボックスから住宅側は、お客さまの修理負担となります。

一般住宅のメーターボックスまで、または集合住宅等の第一止水栓までの自然漏水は水道部で修理します。

集合住宅や事務所など、戸別メーターのある建物は第一止水栓より先はお客さまの修理負担となります。

名称	給水装置	配水管	給水装置
所有区分	お客さま	水道部	お客さま
漏水修理	お客さま負担区分	水道部負担区分	お客さま負担区分



- ※ 給水装置はお客さまの所有物であるため、お客さまにて適切に維持管理を行う必要があります。ただし道路漏水の場合は、道路の陥没など二次的被害を防止するために、上記区分のとおり水道部で修理を行っております。
- ※ 漏水の原因などにより所有者のご負担となる場合がございますので、まずは水道部（952-7101）へご連絡をお願いします。
- ※ なお、メーターボックスや止水栓等の交換の必要がある場合はお客さまのご負担となります。